

「共謀罪」

5

条約締結で何が得られる？

政府が「共謀罪」を改めた「テロ等準備罪」の新設を目指す理由が、「国際組織犯罪防止条約」（T-OOC）の締結だ。T-OOC条約は2000年11月に国連総会で採択された。各国が国際組織犯罪に協力して対処するため、犯罪とする行為を共通化し、開かれたため、別名「パレルモ条約」と呼ばれる。

日本政府の対応



犯罪人引き渡し・捜査共助が実現

相手国で「あらじて187の国と地域が締結している条約の締結は、協力関係を構築するうえで極めて重要だ」と訴える。野党では、条約を締結するには何が必要なのか。政府の解釈では、犯罪の合意を罰する「共謀罪」、もしくはこの条約を締結できるのは、組織的犯罪団の活動への参加を罰する「参加罪」の整備がいるといふ。五輪を控え、捜査協力のため共謀罪の法制化が不可欠とも主張する。外務省は

約が求める義務を果たせていないとして、締結作業を見送っている。安倍晋三首相が、日本政府は国内法が条

約が求める義務を果たせていないとして、締結作業を止められてしまい、法務省幹部は「締結のメリットは日本では憲法で「集会・結社の自由」を保障していることもあり、政府は「参加

条約に基づき、他の締結国と約300件で捜査共助をとし、180人以上の犯罪人を相互に引き渡した実績がある」と例示している。

しかし実際には、日本政

府の「メンツ」の問題も大きくなる」とから、「現行で未締結なのはイラン、南ス

ーランなど11カ国。日本は

国際会議でもたびたび締結

を求められており、法務省

幹部は「締結のメリットは

国際的な信用だ」と語る。

（下記佳代子、久木良太）